

## 立川総合病院 面会に係る規程

### (目的)

第1条 本規程は、社会医療法人立川メディカルセンター立川総合病院(以下、当院という)の入院患者への面会について必要事項を定め、十分な安全確保・感染防止対策・防犯対策に配慮しつつ、入院患者と家族の交流を図ることで患者の心身の安定を保つことを目的とする。

### (面会運用について)

第2条 当院における入院患者への面会は下記に掲げる運用にて行うこととする。

#### 1 面会について

- (1) 面会時間：14：00～19：00 ただし、病院の事情に合わせ変更する場合もある
- (2) 面会時間の制限：患者さんが疲労をきたさないよう目安は30分程度
- (3) 面会方法：1階エレベーター乗り場で面会カードを記入の上、入院病棟へ面会カードを提出していただく
- (4) 面会可能人数：面会スペースや患者さんの希望を考慮し4名程度まで
- (5) 面会可能な方：患者さんが許可される方及びキーパーソンが許可される方
- (6) 面会場所：原則、個室病室内、デイルーム、デイコーナー  
ただし、多床室の場合は同室者の許可が必要であり、許可を得た場合は多床室での面会が可能
- (7) その他 荷物については面会の際に直接患者に受け渡しは可能
- (8) ICU、MICU、新生児の面会は、特別な配慮が必要なため柔軟に対応する
- (9) 重症・急変時は、医師の判断により家族の面会を優先的に許可する。また、時間外でも柔軟に対応する

### (面会における留意事項について)

第3条 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

#### 1 面会時の留意事項

- (1) 他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること
- (2) 病院が定める面会方法や面会時間・人数・面会可能な方・指定された面会場所等を守る
- (3) 病院の敷地内での飲酒・喫煙など、院内で禁止されている行為を行わないこと
- (4) 見舞い品として、飲食物や生花を持ち込む場合、患者が入院する病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者の許可を得てこれを行うこと
- (5) 入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと

- (6) (1)～(5)に違反した場合、病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者は、直ちにその面会を中止することができる

(主治医判断による面会の制限について)

第4条 患者の主治医が当該患者の病状を考慮し、医学的見地から面会を行うことが不適切と判断した場合は、個別に面会を制限することができる。

(面会をお断りする場合について)

第5条 以下に該当する場合は面会をお断りする。

- (1) 発熱、咳、下痢等の症状がある場合
- (2) 感染症の疑いがある場合
- (3) 酒気帯びの状態である
- (4) 医師又は看護師が不適当と判断した場合
- (5) 患者さん及びキーパーソンが許可しない方

(感染対策について)

第6条 感染対策として以下を定める。

- (1) 面会前後の手指消毒を徹底する
- (2) 原則として、マスクの着用をお願いする
- (3) 感染流行時は、面会制限又は禁止とする場合がある

(本規程の定期的な見直しについて)

第7条 本規程については、少なくとも年1回以上の定期的な見直しを行うこととする。

附則 本規程は2026年6月1日より施行する。